

概要版

さがみはら 子ども・若者 応援プラン

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
相模原市

さがみはら 子ども・若者応援プランの策定に当たって

本市では、令和2年に「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進してきました。この計画の策定から5年が経過し、計画期間が終了することから、母子保健施策をより一層推進するとともに、全ての子ども・若者が将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるよう、子ども・若者に関する施策を総合的に推進するための「さがみはら 子ども・若者応援プラン」を策定しました。

計画の策定体制

庁内関連所属で構成する子ども・子育て支援事業推進会議や、有識者等で構成する子ども・子育て会議及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会で計画の内容を総合的に審議した上で、広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を経て策定しました。

また、令和5年度に実施した子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズ等を把握するための市民ニーズ調査や、令和6年度に実施した子ども・若者への意見聴取の結果を踏まえ、計画を策定しました。

計画の期間

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

計画の推進

この計画は、次代のさがみはらを担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整え、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。目的の達成には、社会全体が共通の課題意識を持ち、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど様々な分野の取組主体が、それぞれの立場において基本理念に沿った事業を展開し、連携を取りながら横断的に推進していくことが必要です。

このため、市民と行政が協働し、市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが子ども・若者支援への関心を高めるとともに、家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

…持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)…

SDGsとは…平成27(2015)年9月の国連サミットで掲げられた、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標」です。

本計画では、基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示しています。

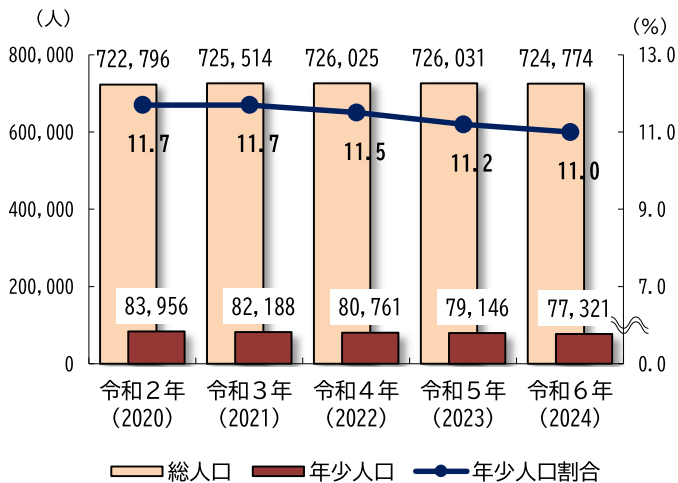


子ども・若者や子育てを取り巻く状況

■ 人口や少子化の状況

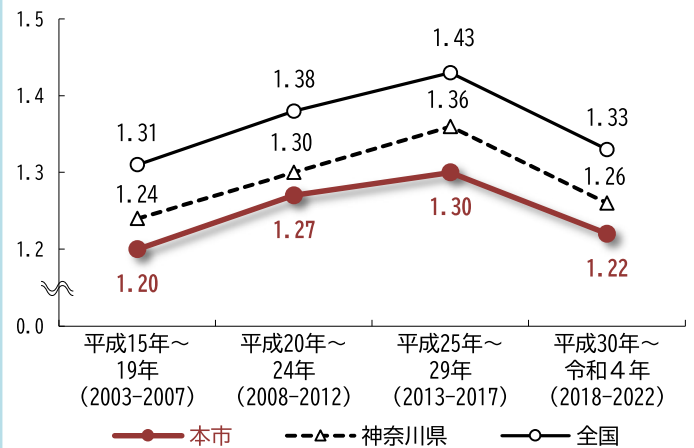
▼相模原市の総人口と年少人口の推移

本市の15歳未満の年少人口は減少傾向が続いており、令和6年1月1日現在の年少人口は前年より1,825人減少しています。



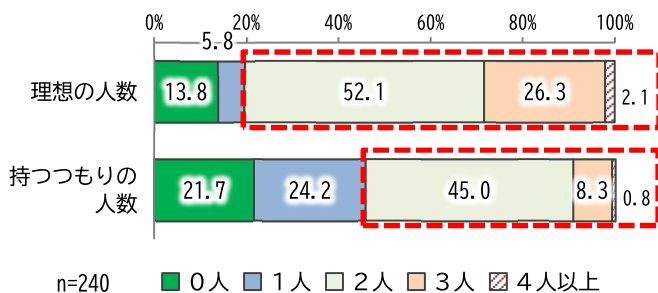
▼合計特殊出生率の推移【市、県、全国】

合計特殊出生率 (女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数) は、平成30年～令和4年では1.22であり、平成25年～29年の1.30より低下しています。また、県及び全国を下回って推移しています。



▼理想的な子どもの人数と 持つつもりの子どもの人数【若者】

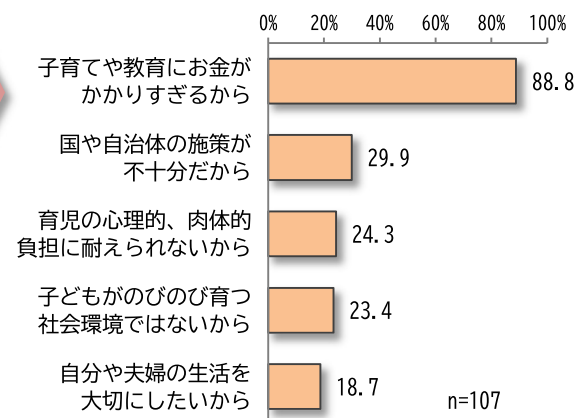
若者の考える理想的な子どもの人数は、「2人」「3人以上」を合わせて約8割に対し、持つつもり的人数は「2人」「3人以上」合わせて約5割と、理想的な人数よりも持つつもり的人数が少なくなっています。



資料: 令和5年度市民ニーズ調査

▼理想より少ない理由【複数回答・上位5項目】

理想より少ない人の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が約9割となっています。

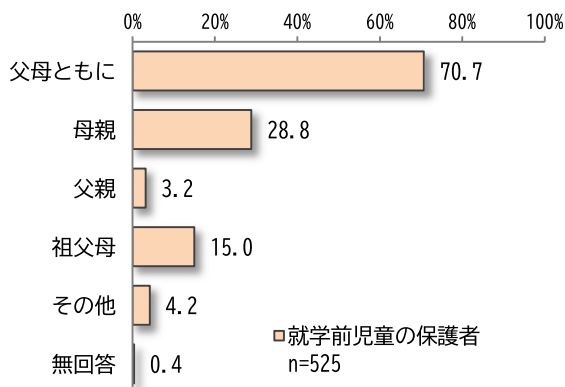


資料: 令和5年度市民ニーズ調査

■ 子育ての状況

▼子育てに日常的に関わっている人

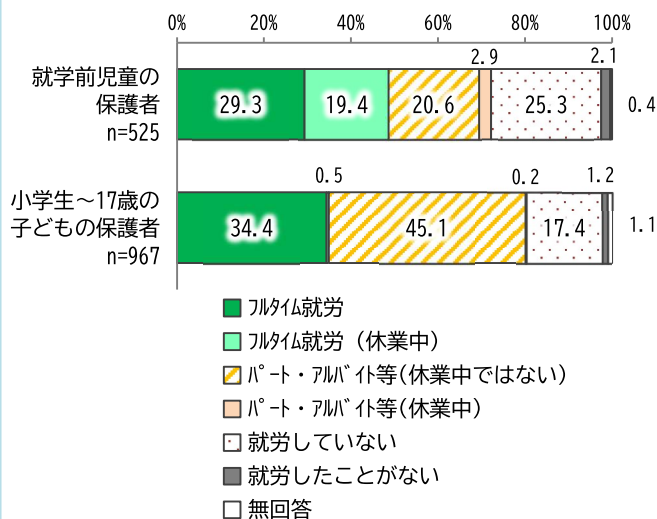
子育てに日常的に関わっている人は、「父母ともに」が7割を超えていますが、「母親」と「父親」では開きがあり、依然、主に母親が子育てを担う状況がうかがえます。



資料：令和5年度市民ニーズ調査

▼母親の就労状況

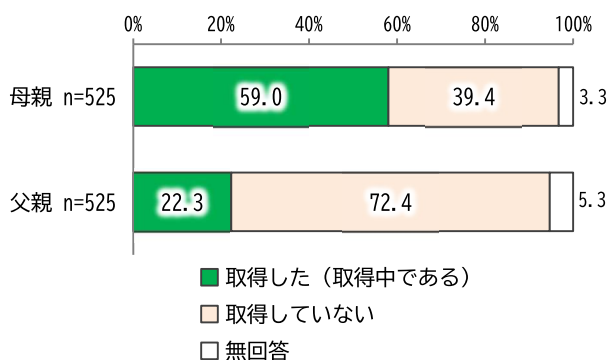
働きながら子育てをしている母親の割合（休業中を含む）は就学前児童の保護者が約7割、小学生～17歳の保護者が約8割となっています。



資料：令和5年度市民ニーズ調査

▼育児休業制度の利用状況【就学前児童の保護者】

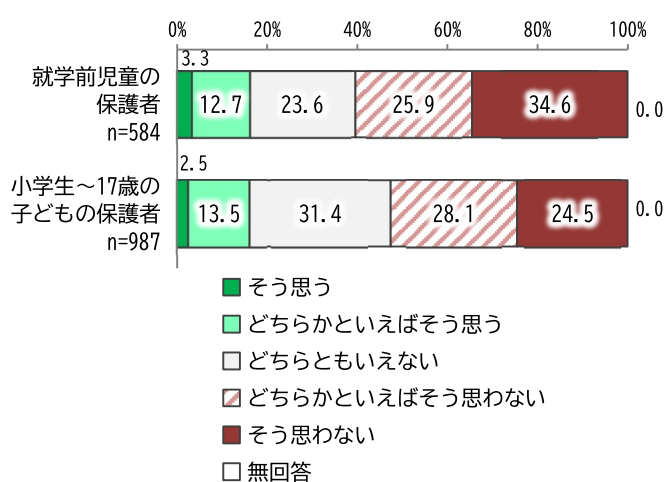
就学前児童の父親の育児休業制度の取得割合は2割を超えていますが、依然として低い水準にとどまっています。



資料：令和5年度市民ニーズ調査

▼子育てに対する社会の評価

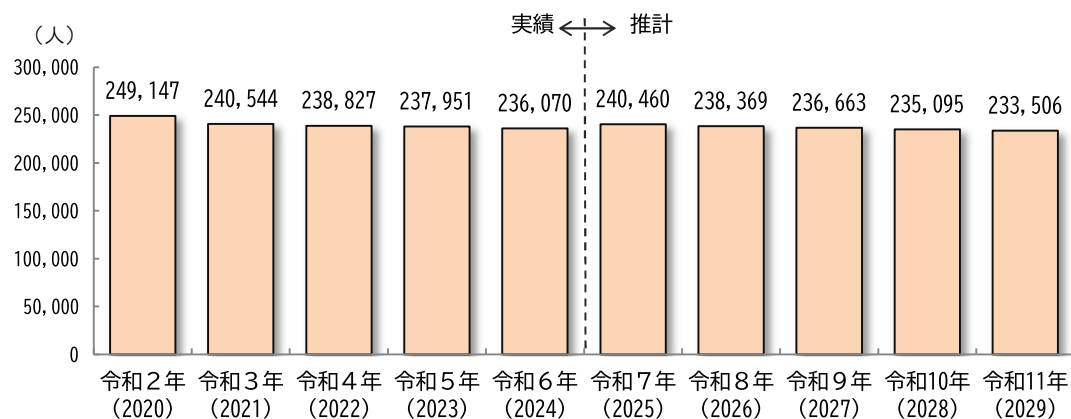
子どもを生み育てることについて社会が十分に評価していると『思わない』（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）割合は5割を超え、『思う』（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）割合より高くなっています。



資料：令和5年度市民ニーズ調査

▼ 6～39 歳人口の推移

本市の6～39 歳人口は減少傾向にあり、令和6年1月1日現在 236,070 人で令和2年から 13,077 人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

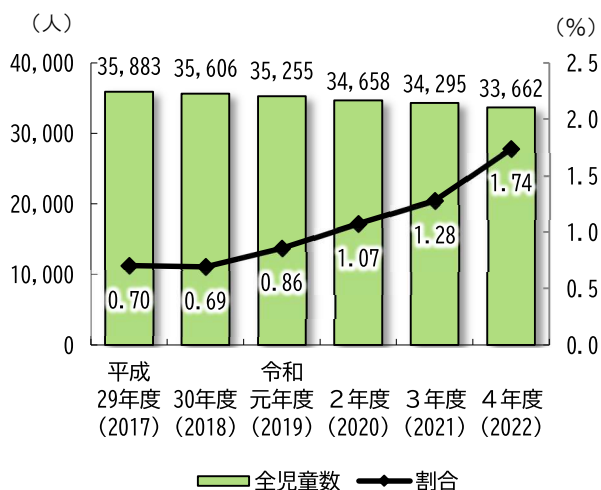


資料:相模原市年齢別人口(推計人口)(各年1月1日現在)
推計値は「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」

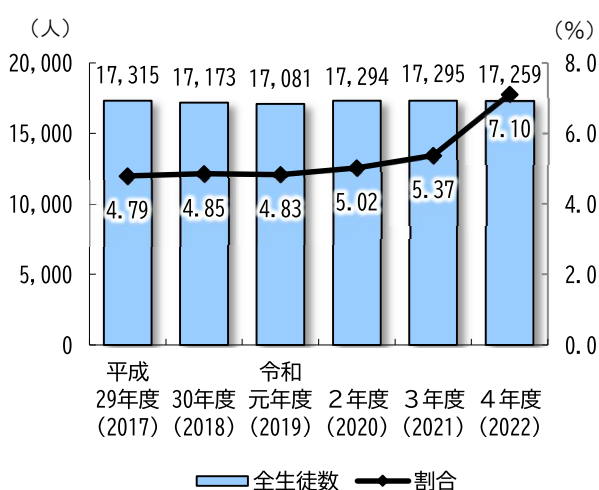
▼ 不登校児童生徒数の推移

長期欠席者(年度間に通算 30 日以上欠席した者)のうち、不登校児童生徒数の割合は、小学校児童・中学校生徒ともに上昇傾向となっています。

■ 小学校児童数と不登校児童割合の推移



■ 中学校生徒数と不登校生徒割合の推移

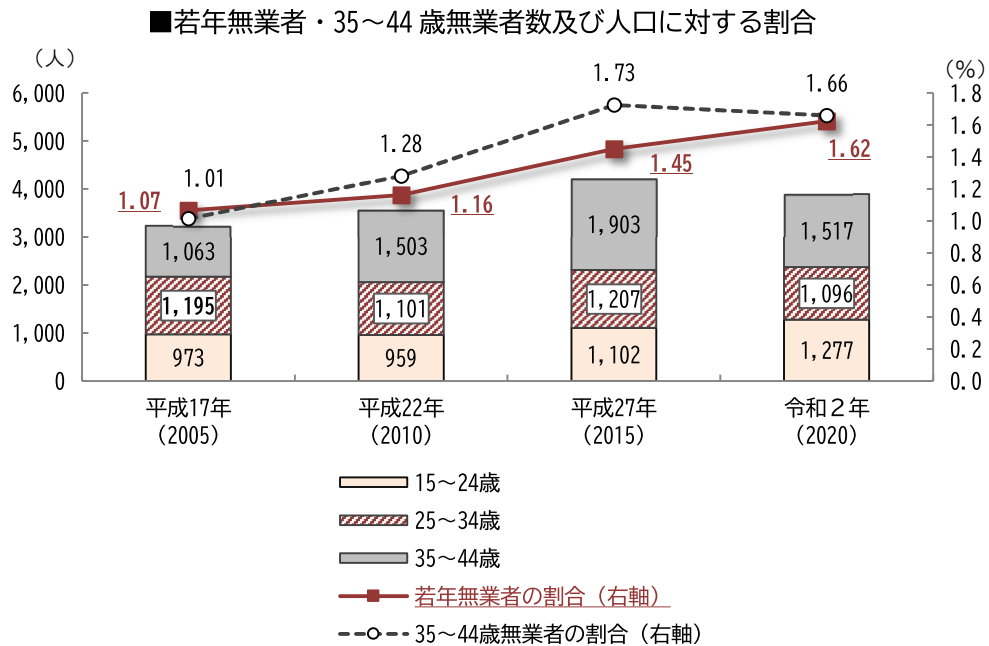


※不登校:文部科学省の定義では、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、令和2年度から令和4年度においては「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)」

資料:相模原市統計書(児童・生徒数より割合を算出。私立学校は含まれない)

▼若年無業者の状況

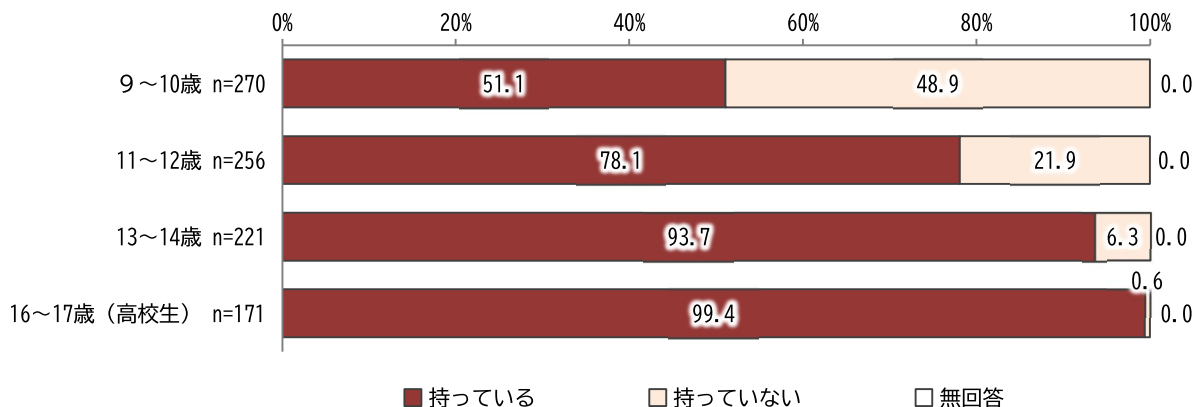
国勢調査によると、本市の15～34歳の若年無業者数は令和2年で2,373人、人口に対する割合は1.62%となっており、平成27年から0.17ポイントの上昇となっています。



※ここでの無業者とは、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいう。
資料：国勢調査

▼携帯電話及びスマートフォンの所有

本市の「令和5年度市民ニーズ調査」では、自分の携帯電話及びスマートフォンを持っている割合は、9～10歳が約5割、11～12歳が約8割、13～14歳では9割を超えています。



資料：令和5年度市民ニーズ調査

■ 基本理念

ひとりひとりの笑顔輝く未来に向かって 子ども・若者がみんなと育つ さがみはら

全ての子ども・若者は社会にとって希望であり、未来を創るかけがえのない存在です。
未来の相模原の担い手づくりを支援するため、地域・職場・行政が連携し、子どもや子育て家庭を応援する地域づくりに取り組む必要があります。

本市は、無限の可能性を持つ全ての子ども・若者が、将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるまちを目指します。

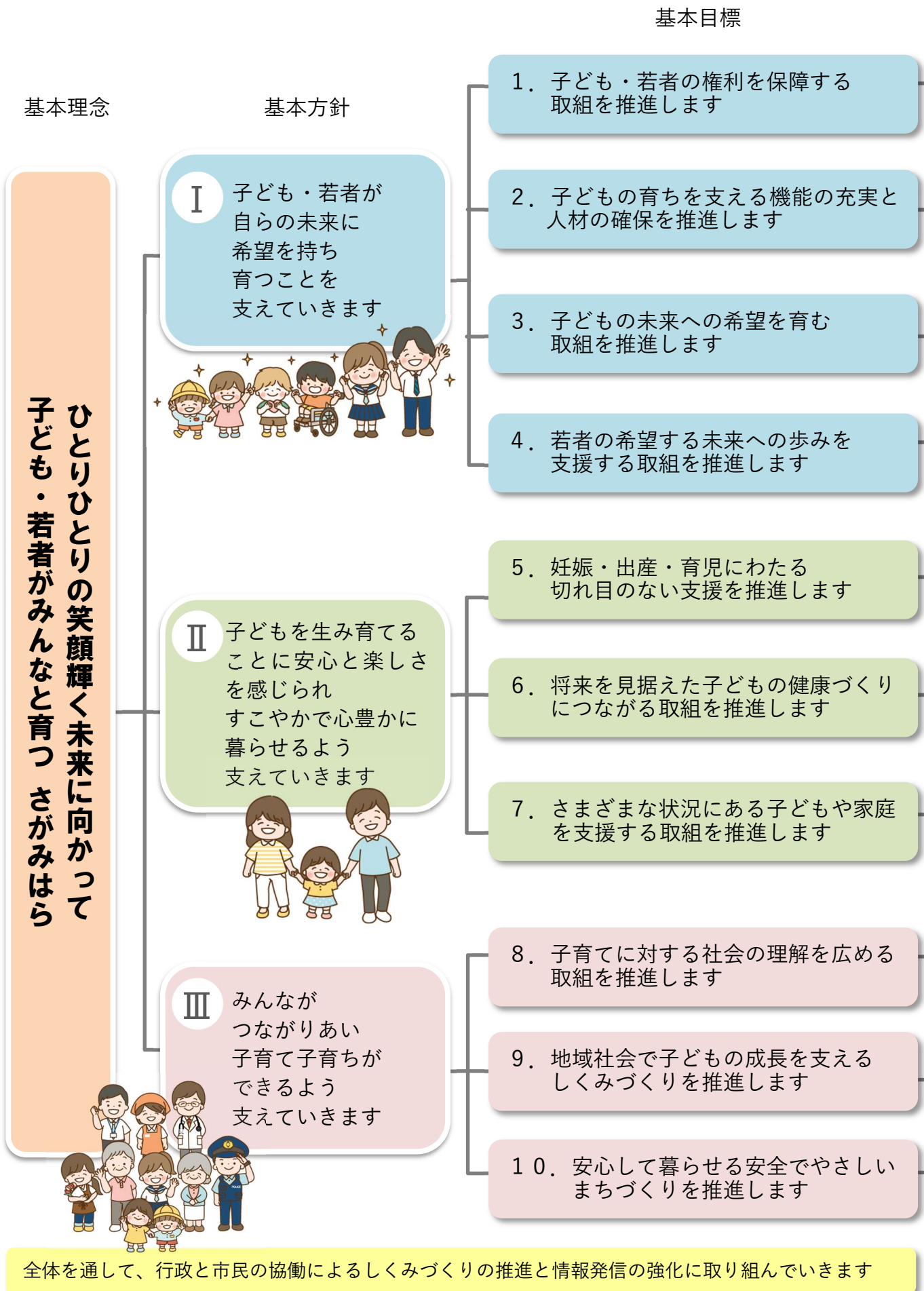


■ 基本方針

I 子ども・若者が 自らの未来に希望を持ち育つことを支えていきます

II 子どもを生み育てることに 安心と楽しさを感じられ
すこやかで心豊かに暮らせるよう支えていきます

III みんながつながりあい 子育て子育ちができるよう 支えていきます



施策の方向

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります
- (2) 児童虐待の予防・防止対策を強化します
- (3) いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

- (1) 子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります
- (2) 複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます
- (3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります
- (4) きめ細かな学校教育を推進します
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

- (1) 子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります
- (2) 年齢や発達に応じて多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります
- (3) 将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

- (1) 就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します
- (2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

- (1) 妊娠に向けた支援の充実を図ります
- (2) 妊娠、出産への支援の充実を図ります
- (3) 発育・発達に応じた支援の充実を図ります
- (4) 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

- (1) 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります
- (2) 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

- (1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います
- (2) 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します
- (3) 多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します
- (4) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します
- (5) 社会的養育体制の充実を図ります
- (6) 子どもの貧困対策を推進します

- (1) 性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます
- (2) 家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します
- (3) 次代の親の育成に取り組みます
- (4) 子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

- (1) 地域で子育てを応援し、支える気運を高めます
- (2) 親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します
- (3) 子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

- (1) 子育て家庭への経済的支援に取り組みます
- (2) 事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します
- (3) 誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します

子ども施策の総合的展開

■ 計画の推進に係る5つの重要な視点

1

子ども・若者・子育て当事者の
視点・意見を尊重した施策の推進



基本目標 1 ・ 4 ・ 7

子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、年齢や発達の程度に応じた子ども・若者の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを行います。また、困難な状況にあること等により声を出しにくい子ども・若者には、十分に配慮します。

2

妊娠期から乳幼児期の切れ目のない
支援と地域とともに支える環境づくり



基本目標 5 ・ 6 ・
8 ・ 9

妊娠期から乳幼児期は、子どもの成長や発達の礎を築く大切な時期であることから、全ての子どもが健やかに育ち、保護者がゆとりをもって子育てができるよう、切れ目のない、きめ細かな支援と、地域とともに子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。

3

全ての子どもへの幼児教育・保育の
提供と保育の質の向上



基本目標 2

子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、幼児期の育ちをひとしく、切れ目なく保障するため、全ての子どもに幼児教育・保育を提供します。また、引き続き、保育所等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質の向上に取り組めます。

4

子どもの居場所の確保・充実



基本目標 3 ・ 10

全ての子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、放課後児童クラブの待機児童対策に取り組むとともに、学校や地域との連携を図ります。また、子どもにとってより良い居場所となるよう、子どもの声を聴きながら、多様な居場所づくりに取り組みます。

5

様々な状況にある子どもや家庭の
支援の充実



基本目標 7

療育や社会的養育を必要とする子どもやその家庭等、一人ひとりの状況に応じた支援の一層の充実を図り、全ての子どもや若者、子育て家庭が安心して暮らすことができるよう取り組みます。

基本目標 1

子ども・若者の権利を保障する 取組を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります

「子どもの権利条約」や「相模原市子どもの権利条例」等、子ども・若者の権利の保障について、子ども・若者等当事者だけでなく、広く社会全体に周知し、教育・研修を推進するとともに、子ども・若者が施策の推進に参画できるよう、意見表明する機会を確保していきます。

主な取組

- 子どもの人権等に係る研修事業
- 子どもの権利保障の推進
- 子ども・若者の意見を聴く機会の確保

(2) 児童虐待の予防・防止対策を強化します

全ての子ども・若者の権利が守られるよう、子育て支援センターや児童相談所等の機能・体制の強化等により、児童虐待の発生予防や未然防止、早期対応による重大化の防止、再発防止から、虐待を受けた子ども・若者の自立に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、地域や関係機関と連携して取り組みます。

主な取組

- 児童虐待防止の啓発事業
- 子育て支援センターの充実・強化
- 児童相談所体制の充実・強化

(3) いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で相談しやすい支援体制の充実に努めます。

主な取組

- 青少年・教育相談事業
- いじめ防止への取組
- さがみはら子ども SOS ダイアルの実施

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
「子どもの権利」の内容を知っている大人の割合・子どもの割合	7.8%	67.0%	「子どもの権利」の認知度を測る指標
自分に関わる事柄について、大人が自分の意見を聴いてくれると考える子ども・若者の割合	20.3%※	70.0%	子ども・若者の意見を聴く取組が子ども・若者自身に浸透していることを測る指標

※こども大綱 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より



基本目標 2

子どもの育ちを支える機能の充実と 人材の確保を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、全ての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、一緒に考えることができる人材の確保と育成に努めます。

- 主な取組
- 教職員の研修の充実
 - 機関コンサルテーションの実施
 - こどもセンター、児童館、児童クラブ支援員等研修の充実

(2) 複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます

複雑化・多様化する子ども・若者に関する相談について、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

- 主な取組
- 子育て支援センターの充実・強化
 - ヤングテレホン相談の実施
 - 子どもの権利救済委員等の設置

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等を支援するとともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の質の向上と人材の確保・育成に努めます。また、必要とする全ての子どもが、教育・保育を受けることができるよう、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

- 主な取組
- 相模原市保育者ステップアップ研修の充実
 - 保育人材等の確保
 - こども誰でも通園事業の推進

(4) きめ細かな学校教育を推進します

様々な分野で活躍できる人材を育成するため、一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動を推進し、「未来を切り拓く力」の育成に努めます。また、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図ります。

- 主な取組
- 支援教育の推進
 - キャリア教育の推進
 - 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関や地域住民と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する図書や情報等から子どもを守るとともに、インターネットやSNS上でのトラブルを未然に防止するための対策を行います。

- 主な取組
- 青少年健全育成協議会活動の推進
 - ネットパトロールの実施

5年後に目指す姿(成果指標)

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
市内の保育士等養成校から市内の保育園等に就職した人数	45人	70人	保育士等の人材確保の取組の成果を測る指標
ニーズに合わせて利用できる保育の種類に満足している保護者の割合	88.1%	94.1%	保護者のニーズに合わせた様々な保育を提供できていることを測る指標

基本目標 3

子どもの未来への希望を育む取組を 推進します



施策の方向と主な取組

(1) 子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、安心して過ごせる子どもの遊び場や居場所の充実を図り、利用者の目線に立って事業を推進します。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

主な取組

- こどもセンター、児童館運営体制の充実
- 公立児童クラブ運営体制等の充実
- 放課後子ども総合プラン推進事業

(2) 年齢や発達の程度に応じた多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図り、積極性や協調性等を育み、社会参画の意識を高めます。また青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の推進を図ります。

主な取組

- 銀河連邦子ども留学交流事業
- 相模原スポーツフェスティバル事業
- 中高生ボランティア体験講座の実施

(3) 将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる職場体験等を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

主な取組

- 農業体験学習の実施
- さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業
- 職場体験支援事業

5年後に目指す姿(成果指標)

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	77.7%	79.7%	体験活動が職業観の育成につながったことを測る指標
公共施設を居場所だと感じる子どもの割合	56.3%	62.3%	公共施設が子どもの居場所になっていることを測る指標



基本目標 4

若者の希望する未来への歩みを支援 する取組を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します

不登校、ひきこもりなど困難を抱えた若者の自立を支援するため、本人、家族への相談支援だけでなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。また、学びなおしの機会を得たり、社会性が獲得できるよう、居場所を提供します。

主な取組

- 若年無業者・フリーター就労支援事業
- ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実
- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援（相模原市若者自立サポート事業）

(2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえ、安心して子育てができるよう、経済的支援や社会全体の環境づくり、子育て世代を応援する意識の醸成に取り組みます。

主な取組

- 仕事と家庭の両立支援事業
- 結婚新生活・移住定住支援事業
- 認定取得企業支援事業

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
自分の将来に明るい未来があると考える若者の割合	66.4%※	80.0%	若者が将来への希望を持っていることを測る指標
結婚・子育てを希望している若者の割合	63.7%	69.7%	若者が結婚や子育てを前向きに捉えていることを測る指標

※こども大綱 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より

基本目標 5

妊娠・出産・育児にわたる 切れ目のない支援を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 妊娠に向けた支援の充実を図ります

妊娠を望む夫婦やカップルが妊娠や不妊・不育に関する適切な知識を持ち、妊娠・出産に向けた健康管理ができるよう、情報提供します。また、不妊症や不育症で悩む人が適切な情報に基づき、その対応について自己決定できるよう、情報交換の場や相談しやすい体制を整備します。

主な取組 ●妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発 ●不妊・不育専門相談

(2) 妊娠、出産への支援の充実を図ります

妊婦やその家族が妊娠の経過や妊娠中の食生活、歯の健康について理解し、出産・育児に向けてイメージを持ちながら協力して過ごすことができるよう、健康教育等を通じて普及・啓発を行うとともに、妊娠届出時の面談を活用しながら、保健師による保健指導や社会資源の情報を提供します。また、予期しない妊娠による妊娠葛藤や、妊娠、出産に対して不安がある妊婦に必要な支援を実施します。

妊娠中や出産後は、その経過とともに心の健康に不調をきたしやすいため、医療機関等と連携しながら、周産期におけるメンタルヘルスケアを充実します。

主な取組 ●妊婦健康診査事業（医科／歯科） ●ハロー・ベビークラス（母親・父親教室）
●利用者支援事業（こども家庭センター型）

(3) 発育・発達に応じた支援の充実を図ります

全ての親子が安心して生活できるよう、各種健康診査等により子どもの健康や成長、発達段階を把握し、早期から個々に適したきめ細かな支援を実施します。

疾病や発達に不安がある子どもとその保護者が、子どもの特性を踏まえた環境で孤立せず生活を送ることができるよう、情報交換の場や相談しやすい体制を整備します。

主な取組 ●乳幼児健康診査事業（未受診児対策、事後指導教室を含む） ●新生児聴覚検査事業
●小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）

(4) 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

育児不安を一人で抱え込まず、心のゆとりを持ちながら安心して育児ができるよう、訪問指導や相談支援等の活用を促すとともに、育児サポートや産前・産後における心身のケアを充実します。また、育児で孤立することがないように、身近な地域で保護者同士が気軽に集い、育児の悩みや不安を共有できる場を関係機関等と連携し整備します。

主な取組 ●こんにちは赤ちゃん事業 ●産後ケア事業 ●保育所等における子育て広場事業の推進

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
妊娠後期(妊娠8か月)における出産・育児に向けた準備状況の把握率	24.9%	50.0%	妊娠後期の相談支援を充実し、子育て期までの切れ目のない支援について測る指標
ニーズに合わせて利用できる産前・産後支援制度に満足している産婦の割合	28.9%※	67.0%	産前・産後支援制度への満足度を測る指標

※令和5年度こども施策推進に関する意識調査（こども家庭庁）の結果

基本目標 6

将来を見据えた子どもの健康づくり につながる取組を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります

乳幼児期から健康的な生活習慣を身に付けることができるよう、子どもの基本的な食生活や身体活動・運動、適切な歯みがき習慣等について、普及・啓発を行います。また、子どもの健やかな成長を守るために事故防止に取り組むとともに、疾病への適切な予防や対応ができるよう、保育所やこどもセンターなどの施設との連携を図るとともに、SNSを活用し子どもの成長や発達段階に応じた効果的な情報発信に取り組めます。

主な取組

- 親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）
- 離乳食教室
- 幼児の良い生活習慣普及啓発事業

(2) 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

性別に関わらず、将来の妊娠や心身の変化に備えるため、自分の心と身体に関心を持ち、自分のライフプランを考え行動できるよう、教育分野等と連携し、いのちの大切さを含めた性や有害薬物等に関する適切な情報の普及・啓発や健康教育に取り組めます。また、地域社会で子どもの育ちを支えるとともに、良好な親子関係の構築に向けた取組を進めることで、子どもが自己肯定感を育み、困ったときは自ら相談するなど課題を解決できる力を身に付け、健やかに成長できるよう努めます。

主な取組

- 思春期相談
- 思春期出前講座

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
朝食の摂取率	94.6%※	100.0%	子どもが基本的な食生活を形成しているかどうかを測る指標
思春期における自分の心と身体の変化を理解し、悩みについて相談できる人や場所がある子どもの割合	85.4%	90.0%	心と身体の変化に関する困り事や悩みを相談できるかどうかを測り、自己肯定感の高さと比例する指標

※令和3年度市民生活実態調査の結果

基本目標 7

さまざまな状況にある子どもや家庭 を支援する取組を推進します

施策の方向と主な取組



(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら社会的・経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、必要な支援を推進するとともに、その支援に確実につながるよう、関係機関との連携強化等を図ります。

主な取組

- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭に対する支援制度の周知の充実

(2) 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します

障害等の有無にかかわらず、誰もが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、ライフステージを通じて切れ目のない支援を行います。また、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭の実態を把握した上で、適切な支援を行います。

主な取組

- 療育体制の充実
- 市立児童発達支援センターの運営
- 支援保育の推進

(3) 多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化的背景を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

主な取組

- 外国人相談の実施
- 海外帰国及び児童生徒教育の推進
- 「くらしのガイド」外国語版の作成

(4) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センター事業
- こども家庭相談事業
- 母子生活支援施設への入所

(5) 社会的養育体制の充実を図ります

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが自らの意見を表明できる機会の確保、里親委託等による家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の支援環境の充実、地域社会での自立に向けた支援の充実、児童相談所等の機能・体制の強化等を図り、社会全体で子どもを育む社会的養育体制を充実していきます。

主な取組

- 里親委託等の推進
- 児童養護施設等の小規模化・地域分散化
- 児童心理治療施設の整備

(6) 子どもの貧困対策を推進します

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちを目指して、全ての子どもたちの居場所づくりの推進、子どもの状況に応じた学びの支援、子どもと保護者の自立の支援及び経済的支援を推進します。

主な取組

- ひとり親家庭等学習支援事業
- 就学援助費の交付
- 給付型奨学金事業

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
児童扶養手当※の受給開始後5年経過者のうち、就労している割合 (疾病・介護等により就労が難しい場合を除く)	88.4%	91.0%	就労による自立に向けた指標
里親委託率	30.1%	59.0%	家庭養育の推進状況を測る指標

※受給開始から5年を経過し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にする制度

基本目標 8

子育てに対する社会の理解を 広める取組を推進します



施策の方向と主な取組

(1) 性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日一時保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、性別を問わず仕事と子育てが両立できるよう、支援に努めます。

主な取組

- 病児・病後児保育の推進
- 公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実
- 公立児童クラブ運営体制等の充実

(2) 家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します

性別を問わず、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

主な取組

- 男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり

(3) 次代の親の育成に取り組みます

将来の親となる世代が、いのちの大切さや子育ての意義等を知り、自分の健康について考えるための機会を提供します。

主な取組

- 思春期出前講座
- 大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）

(4) 子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、企業や関係機関との連携による情報提供や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業への支援を行います。

主な取組

- 「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施
- 事業所内保育事業の促進

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	16.0%	67.0%	子育てに対する社会の理解が進んでいることを測る指標
相模原市は子育てを応援しているまちだと思ふ市民の割合	43.2%	67.0%	市が子育てを応援していることが市民に理解されていることを測る指標

基本目標 9

地域社会で子どもの成長を支える しくみづくりを推進します



施策の方向と主な取組

(1) 地域で子育てを応援し、支える気運を高めます

地域社会において、子育てを温かく見守り応援する気運を高め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

主な取組 ●子育て応援パスポート事業（子育て応援店事業）

(2) 親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。また、子育てに関わる支援者等の育成や市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

主な取組 ●子育て広場の拡充
●ファミリー・サポート・センター事業
●さがみはら子育て支援者ネットワーク事業（地域子育て支援事業）

(3) 子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会を提供します。また、様々な情報媒体やあらゆる機会を通じて、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

主な取組 ●地域の子育て広場における講座の充実
●育児情報提供環境の充実
●「子育てガイド」の発行

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
地域で子育てを応援する活動をしている人や団体等の数 ・ファミリー・サポート・センター援助会員数 ・「さがみはら子育て支援者ネットワーク」登録団体数・人数 ・子育てサポーター実活動人数 ・子育て応援店数 ・子ども食堂実施箇所数 ・無料学習支援実施箇所数	1,442	1,530	地域における子育て応援活動の状況を測る指標
地域とのつながりがあると思う乳幼児保護者の割合	40.8%	46.8%	保護者が孤立せずに子育てをできていることを測る指標



施策の方向と主な取組

(1) 子育て家庭への経済的支援に取り組みます

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

主な取組

- 子どもの医療費の助成
- 児童手当の支給
- 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業

(2) 事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します

交通事故の発生を未然に防止するため、家庭、保育所、学校、地域等において、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

防災・災害対策については、子どもが安全に安心して過ごせるよう、家庭における防災対策の意識を啓発するとともに、災害発生時において適切に対応できるよう、必要な準備等を推進します。

主な取組

- 就学前児童の交通安全対策の推進
- 通学路における交通安全対策の推進
- 災害時の安全確保

(3) 誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人に優しいまちづくりを進めます。

主な取組

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業
- “ひと”にやさしいみちづくり

5年後に目指す姿（成果指標）

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	159件	145件	子どもの安全が確保されているかを測る指標
妊産婦や乳幼児のいる家庭が災害に備えた準備をしている割合	48.4%	70.0%	日頃から災害時を想定した準備ができていのかどうかを測る指標

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年から施行された「子ども・子育て支援新制度」は「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

令和6年4月の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの役割・機能強化等が規定されるとともに、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業として創設されました。また、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」が創設され、「産後ケア事業」とともに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

子ども・子育て支援事業の整備

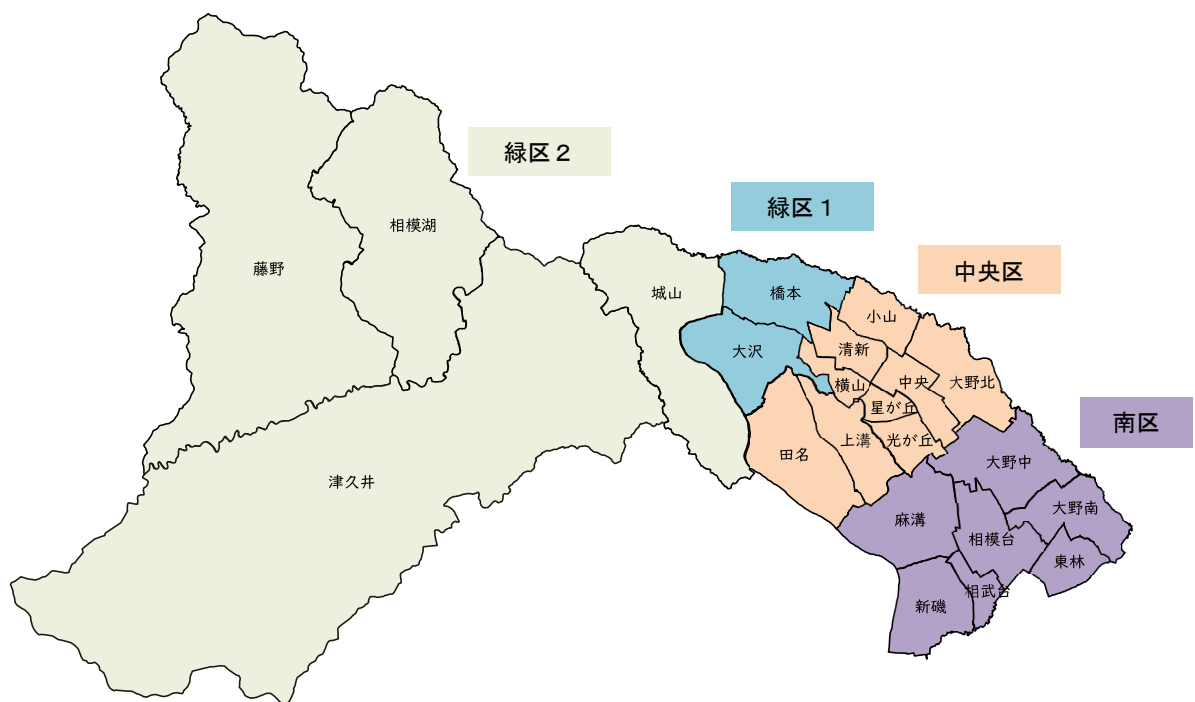
子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育等及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果を基に、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

【教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに設定します。

原則は、市全域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）としますが、教育・保育については、津久井地域の状況を考慮する必要があるため、緑区を橋本・大沢地区と津久井地域に分け、4区域とします。



教育・保育等必要量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育

① 市全域

単位：人

年度		令和7年度				令和8年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		4,941	8,887	942	4,681	4,545	8,867	936	4,790
確保方策	特定教育・保育施設	6,899	8,925	1,144	4,352	6,899	8,958	1,149	4,374
	確認を受けない幼稚園	880				880			
	特定地域型保育事業			165	541			165	541
	地方単独保育施策		366	124	311		366	124	311
	幼稚園における預かり保育		990		0		977		0
	企業主導型保育		32	28	59		32	28	59
	計	7,779	10,313	1,461	5,263	7,779	10,333	1,466	5,285

年度		令和9年度				令和10年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		4,266	8,695	933	5,001	4,007	8,553	930	5,036
確保方策	特定教育・保育施設	6,899	8,991	1,154	4,396	6,899	9,024	1,164	4,428
	確認を受けない幼稚園	880				880			
	特定地域型保育事業			165	541			165	541
	地方単独保育施策		366	124	311		366	124	311
	幼稚園における預かり保育		967		0		966		0
	企業主導型保育		32	28	59		32	28	59
	計	7,779	10,356	1,471	5,307	7,779	10,388	1,481	5,339

年度		令和11年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		3,887	8,713	928	5,068
確保方策	特定教育・保育施設	6,719	9,124	1,181	4,506
	確認を受けない幼稚園	880			
	特定地域型保育事業			165	541
	地方単独保育施策		366	124	311
	幼稚園における預かり保育		1,002		0
	企業主導型保育		32	28	59
	計	7,599	10,524	1,498	5,417

【幼保連携型認定こども園】

- 教育・保育施設のうち、この計画の取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設 置 数	43	45	46	47	48

【保育利用率】

- 今後も保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計児童数	12,412	12,395	12,567	12,439	12,319
3号認定子どもの量の見込み	5,623	5,726	5,934	5,966	5,996
保育利用率	45.3%	46.2%	47.2%	48.0%	48.7%

②-1 緑区1(橋本・大沢地区)

単位:人

年度		令和7年度				令和8年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		982	1,689	165	924	888	1,774	164	987
確保 方 策	特定教育・保育施設	1,639	1,691	249	922	1,639	1,691	249	922
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			22	82			22	82
	地方単独保育施策		50	28	56		50	28	56
	幼稚園における預かり保育		248		0		253		0
	企業主導型保育		2	4	8		2	4	8
	計	1,639	1,991	303	1,068	1,639	1,996	303	1,068

年度		令和9年度				令和10年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		818	1,777	163	1,028	739	1,732	162	1,052
確保 方 策	特定教育・保育施設	1,639	1,691	249	922	1,639	1,724	254	944
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			22	82			22	82
	地方単独保育施策		50	28	56		50	28	56
	幼稚園における預かり保育		263		0		270		0
	企業主導型保育		2	4	8		2	4	8
	計	1,639	2,006	303	1,068	1,639	2,046	308	1,090

年度		令和11年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		712	1,827	160	1,074
確保 方 策	特定教育・保育施設	1,639	1,724	261	972
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			22	82
	地方単独保育施策		50	28	56
	幼稚園における預かり保育		298		0
	企業主導型保育		2	4	8
	計	1,639	2,074	315	1,118



②-2 緑区2(津久井地域)

単位:人

年度		令和7年度				令和8年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		270	415	22	170	244	431	22	181
確保 方 策	特定教育・保育施設	407	539	35	239	407	539	35	239
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			4	14			4	14
	地方単独保育施策		26	7	13		26	7	13
	幼稚園における預かり保育		37		0		33		0
	企業主導型保育		3	1	2		3	1	2
	計	407	605	47	268	407	601	47	268

年度		令和9年度				令和10年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		224	427	22	190	202	408	22	194
確保 方 策	特定教育・保育施設	407	539	35	239	407	539	35	239
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			4	14			4	14
	地方単独保育施策		26	7	13		26	7	13
	幼稚園における預かり保育		29		0		26		0
	企業主導型保育		3	1	2		3	1	2
	計	407	597	47	268	407	594	47	268

年度		令和11年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		194	425	22	198
確保 方 策	特定教育・保育施設	407	539	35	239
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			4	14
	地方単独保育施策		26	7	13
	幼稚園における預かり保育		25		0
	企業主導型保育		3	1	2
	計	407	593	47	268



③中央区

単位:人

年度		令和7年度				令和8年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		1,607	3,310	317	1,694	1,451	3,297	303	1,676
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,211	3,431	414	1,599	2,211	3,431	414	1,599
	確認を受けない幼稚園	720				720			
	特定地域型保育事業			52	188			52	188
	地方単独保育施策		119	31	92		119	31	92
	幼稚園における預かり保育		304		0		315		0
	企業主導型保育		27	18	38		27	18	38
	計	2,931	3,881	515	1,917	2,931	3,892	515	1,917

年度		令和9年度				令和10年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		1,322	3,191	290	1,772	1,209	3,147	277	1,769
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,211	3,431	414	1,599	2,211	3,431	414	1,599
	確認を受けない幼稚園	720				720			
	特定地域型保育事業			52	188			52	188
	地方単独保育施策		119	31	92		119	31	92
	幼稚園における預かり保育		317		0		326		0
	企業主導型保育		27	18	38		27	18	38
	計	2,931	3,894	515	1,917	2,931	3,903	515	1,917

年度		令和11年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		1,117	3,145	266	1,765
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,121	3,471	419	1,624
	確認を受けない幼稚園	720			
	特定地域型保育事業			52	188
	地方単独保育施策		119	31	92
	幼稚園における預かり保育		339		0
	企業主導型保育		27	18	38
	計	2,841	3,956	520	1,942



④南区

単位:人

年度		令和7年度				令和8年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		2,082	3,473	438	1,893	1,962	3,365	447	1,946
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,642	3,264	446	1,592	2,642	3,297	451	1,614
	確認を受けない幼稚園	160				160			
	特定地域型保育事業			87	257			87	257
	地方単独保育施策		171	58	150		171	58	150
	幼稚園における預かり保育		401		0		376		0
	企業主導型保育		0	5	11		0	5	11
	計	2,802	3,836	596	2,010	2,802	3,844	601	2,032

年度		令和9年度				令和10年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児	3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		1,902	3,300	458	2,011	1,857	3,266	469	2,021
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,642	3,330	451	1,636	2,642	3,330	461	1,646
	確認を受けない幼稚園	160				160			
	特定地域型保育事業			87	257			87	257
	地方単独保育施策		171	58	150		171	58	150
	幼稚園における預かり保育		358		0		344		0
	企業主導型保育		0	5	11		0	5	11
	計	2,802	3,859	601	2,054	2,802	3,845	611	2,064

年度		令和11年度			
利用者区分		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	0歳児	1・2歳児
量の見込み		1,864	3,316	480	2,031
確保 方 策	特定教育・保育施設	2,552	3,390	466	1,671
	確認を受けない幼稚園	160			
	特定地域型保育事業			87	257
	地方単独保育施策		171	58	150
	幼稚園における預かり保育		340		0
	企業主導型保育		0	5	11
	計	2,712	3,901	616	2,089

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない「こども」が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる、新たな給付制度が創設されます。

単位:人

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	91	90	89	88	87
	確保方策	91	90	89	88	87
1歳児	量の見込み	101	105	100	95	91
	確保方策	101	105	100	95	91
2歳児	量の見込み	52	48	51	49	48
	確保方策	52	48	51	49	48
合計	量の見込み	244	243	240	232	226
	確保方策	244	243	240	232	226

※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施する。

地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、本市では以下の事業を提供します。

①-1 利用者支援事業【特定型】(保育専門相談事業)

各区の子育て支援センターに保育専門相談員(すくすく保育アテンダント)を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

①-2 利用者支援事業【こども家庭センター型】(こども家庭センター型利用者支援事業)

母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

①-3 利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】(妊婦等包括相談支援事業)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施します。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886
	確保提供量	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所(子育て広場等)を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	73,237	82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
	確保提供量		82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
実施箇所		28か所	29か所	30か所	31か所	32か所	33か所

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。

単位：延べ回数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	51,097	48,077	46,635	45,236	43,879	42,562
	確保提供量		48,077	46,635	45,236	43,879	42,562

④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全家庭に対し、家庭訪問により児の発育発達状況、養育者の心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供します。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	3,970	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②確保提供量	3,902	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②－①	68	0	0	0	0	0
	訪問率	98.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

育児支援家庭訪問事業

子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導を行う事業です。

単位：延べ回数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	246	345	345	345	345	345
	確保提供量		345	345	345	345	345

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

単位：延べ回数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	139	200	400	600	800	1,000
	②確保提供量		476	476	600	800	1,000
	②－①		276	76	0	0	0

児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業

事業の必要性や在り方の検討を進めます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会の運営）

児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けているなど、様々な問題を抱えている要保護児童の適切な保護又は要支援児童及び特定妊婦への適切な支援等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間養育を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	363	500	510	520	530	540
	②確保提供量	1,200	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	②－①	837	580	570	560	550	540

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

生後0か月から小学校6年生まで(障害児は18歳まで)の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行いたい人(援助会員)を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	8,008	8,404	8,800	9,196	9,592	9,988
	確保提供量		8,404	8,800	9,196	9,592	9,988

⑧-1 一時預かり事業【幼稚園在園児対象の預かり保育】(預かり保育)

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	117,019	118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	確保提供量		118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
緑区	量の見込み	44,731	36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
	確保提供量		36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
中央区	量の見込み	20,268	26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
	確保提供量		26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
南区	量の見込み	52,020	55,599	57,738	60,371	62,568	65,894
	確保提供量		55,599	57,738	60,371	62,568	65,894

⑧-2 一時預かり事業【預かり保育以外】

一時保育事業

日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行いたい人(援助会員)を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、この項目では未就学児童のみを対象として記載しています。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	17,676	18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	確保提供量		18,675	19,374	19,907	20,441	20,977

⑨ 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間である 11 時間を超えて保育を行います。

単位：延べ人数/月

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	8,138	8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
	確保提供量		8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
緑区	量の見込み	1,790	1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
	確保提供量		1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
中央区	量の見込み	2,686	2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
	確保提供量		2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
南区	量の見込み	3,662	3,917	3,927	3,925	3,943	3,966
	確保提供量		3,917	3,927	3,925	3,943	3,966

⑩ 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	1,168	1,361	1,469	1,586	1,712	1,848
	②確保提供量	4,866	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	②－①	3,698	3,519	3,411	3,294	3,168	3,032

⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み						
	①低学年計	7,059	7,196	7,259	7,367	7,464	7,623
	①全学年計	7,688	7,870	8,697	8,841	8,979	9,715
	②確保提供量	8,321	8,599	8,759	8,919	9,079	9,239
	②－①	633	729	62	78	100	△ 476
	②－①	1,262	1,403	1,500	1,552	1,615	1,616

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

経済的に困窮している世帯や多子世帯の円滑な特定教育・保育施設等の利用を図るため、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

	対象施設	対象者
教材費・行事費等	特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業	生活保護受給世帯の子ども
副食材料費	私学助成の幼稚園	年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び小学校 3 年生までの子どもから順に数えて 3 人目以降

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

（多様な集団活動使用支援事業）

幼児教育・保育の無償化の対象外である幼稚園に該当しない類似施設などを利用する児童の保育料を一部給付することで、当該施設を利用する子育て世代の経済的負担を図る事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	412	552	552	552	552	552
	確保提供量		552	552	552	552	552
	実施箇所	5 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

新規施設等への巡回支援等事業

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、認定こども園、小規模保育事業等の新規施設等を対象に実地による巡回支援等を行います。

⑭ 産後ケア事業

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

単位：延べ回数

区 域	項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	-	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316
	確保提供量	2,713	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316

さがみはら 子ども・若者応援プラン 【概要版】

発行者 相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目 11-15
TEL 042-754-1111（代表） FAX 042-759-4395